

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人エンゼルの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし役員及び評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員及び評議員の報酬は、別表1により支払うことができる。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の監査指導報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査業務に当たった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(出張旅費等)

第6条 役員及び評議員が理事会、評議員会出席以外で法人及び施設運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表4により出張旅費等を支給することができる。

2 別表4のその他経費とは業務遂行に必要な諸経費をいう。

3 出張旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改定)

第7条 本規程を改定する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成21年1月1日より改正施行する。

この規程は、平成25年4月1日より改正施行する。

別表 1 (役員及び評議員の報酬)

名 称	報 酬
役員及び評議員報酬	年額 15,000,000円 以内

別表 2 (理事会及び評議員会の出席報酬)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	5,000円 以内
評議員会出席報酬	5,000円 以内

別表 3 (監事の監査指導報酬)

名 称	報 酬
監事監査指導報酬	20,000円 以内

別紙 4 (出張旅費等)

旅費・宿泊費	報酬日額	その他経費
実 費	20,000円 以内	実 費